令和８年度第１回川崎市社会教育委員会議　定例会

日　時　　令和８年６月２９日（月）
１８：３０～２０：３０
場　所　　中原市民館　多目的ホール

次　第

１　開会（18：30～18：40）
（１）委嘱状伝達

（２）委員紹介

２　議長・副議長の選出（18：40～18：45）

３　報告事項
（１）社会教育委員の職務及び会議の進め方等について　【資料１－１】
（18：45～19：05）　【資料１－２】

（２）指定管理施設の事業方針や取組について（多摩市民館）　【資料２－１】
（19：05～19：55）　【資料２－２】

（３）専門部会報告　【資料３】
（19：55～20：10）

４　協議事項
（１）各種委員の選出等について（20：10～20：15）　【資料４】

５　その他（20：15～20：25）

６　閉会（20：25～20：30）

※（　）内は質疑応答を含む想定時間

資料１－１

社会教育法で位置づけられた社会教育委員の職務

１　社会教育委員の設置について

社会教育法（抜粋）

（社会教育委員の構成）

第１５条　都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

２　社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第１８条　社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

※川崎市社会教育委員条例

第１条　社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定により川崎市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

第２条　委員の定数は、20人とする。

２　委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民のうちから、教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

３　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

※川崎市社会教育委員会議規則

（趣旨）

第１条　この規則は、川崎市社会教育委員条例（昭和24年川崎市条例第34号。以下「条例」という。）第３条の規定に基づき、川崎市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（選出区分）

第１条の２　条例第２条第２項の委員の選出区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　市内に設置された学校の長

（２）　市内の社会教育関係団体等から推薦された者

（３）　市内在住の社会教育に関する経験を有する市民

（４）　学識経験者

（５）　市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者

（川崎市においては）

川崎市社会教育委員の身分は、「非常勤（地方公務員）の特別職」となります。

また、川崎市社会教育委員会議は、川崎市の審議会として、個人情報に関わる事項を除き、原則として公開となります。

２ 社会教育委員の職務について

社会教育法（抜粋）

（社会教育委員の職務）

第１７条　社会教育委員は、社会教育に関して教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

（１）社会教育に関する諸計画を立案すること。

（２）定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

（３）前２号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

２　社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

３　市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（審議会等への諮問）

第１３条　国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法　（昭和２３年法律第１２０号）第８条 に規定する機関をいう。第５１条第３項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

（川崎市においては）

「青少年育成連盟」、「総合文化団体連絡会」、「ＰＴＡ連絡協議会」などの社会教育関係団体に補助金を出していますので、次年度の予算が固まった時点（例年２月または３月）で意見を伺っています。

資料１－２

令和8年度社会教育委員会議スケジュール

令和８(２０２６)年度【１年目】

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
社会教育委員会議の議題・協議事項等		**第１回定例会**	**第２回定例会**	**第３回定例会**		**第４回定例会**	**第５回定例会**	**第６回定例会**		**第７回定例会**	**第８回定例会**
		委嘱状伝達 委員紹介 議長・副議長選出 会議の進め方等について				教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関する報告書 （令和７年度版）				市民自主学級・市民自主企画事業の実施について 令和９年度川崎市生涯学習推進活動方針（案）について 社会教育委員会議の活動報告について	社会教育関係団体への補助金交付について 令和９年度川崎市生涯学習推進活動方針（案）について 社会教育委員会議の活動報告について
		①区域における社会教育～身近な学びの場づくり～									
		（教育委員会の方向性及び社会教育委員会議の進め方） 本市では令和７年度より市民館・図書館への指定管理者制度導入を開始し、館運営において民間活力を活用すると同時に、市民館においては各区に生涯学習支援担当を配置し、また図書館においてはモニタリング館に事業調整係長を配置することで、様々なアウトリーチ施策やICTの活用により、「まちに飛び出す市民館・図書館」を進めることとしました。 順次指定管理化が進んでいく中で、社会教育委員からも意見をいただきながら、地域に根差した学びの場づくりの取組の検討を行います。				現況・今後の取組	意見聴取①	意見聴取②			
		②市民館・図書館の指定管理者制度導入等について									
		指定管理施設の事業方針や取組について（指定管理者より説明）（多摩市民館）	指定管理施設の事業方針や取組について（指定管理者より説明）（麻生図書館・柿生分館、麻生分館・岡上分館）	指定管理者の評価に関する報告（中原市民館・高津市民館・橘分館）			宮前市民館図書館管理運営計画（案）の報告	指定管理者の決定に関する報告（川崎市民館・労働会館）		宮前市民館管理運営計画策定に関する報告	
		（教育委員会の方向性及び社会教育委員会議の進め方） 令和７年度から順次、市民館・図書館に指定管理者制度を導入していることから、令和６・７年度からの継続案件として、適宜社会教育委員会議に報告し、意見をいただきます。									
		専門部会報告									
議事内容 報告事項・協議事項		第１回 ・委嘱状伝達、委員紹介、議長副議長選出 【報告】 ・社会教育委員会議の職務及び会議の進め方等について ・指定管理施設の事業方針や取組について（指定管理者より説明）（多摩市民館） ・専門部会報告 【協議】 ・各種委員の選出	第２回 【報告】 ・指定管理施設の事業方針や取組について（指定管理者より説明）（麻生市民館・岡上分館、麻生図書館・柿生分館） ・朝の居場所づくりについて ・専門部会報告 【協議】	第３回 【報告】 ・指定管理者の評価に関する報告（中原市民館・高津市民館・橘分館） ・指定都市社会教育委員連絡協議会の協議題への回答（案）について ・専門部会報告 【協議】		第４回 【報告】 ・教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関する報告書（令和７年度版） ・専門部会報告 【協議】 ・区域における社会教育（身近な学びの場づくり）について①	第５回 【報告】 ・宮前市民館管理運営計画（案）の報告 ・専門部会報告 【協議】 ・区域における社会教育（身近な学びの場づくり）について②	第６回 【報告】 ・指定管理者の決定に関する報告（川崎市民館・労働会館） ・専門部会報告 【協議】 ・区域における社会教育（身近な学びの場づくり）について③		第７回120 【報告】 ・宮前市民館の管理運営計画策定に関する報告 ・専門部会報告 【協議】 ・令和９年度市民自主学級・市民自主企画事業の実施について ・令和９年度川崎市生涯学習推進活動方針（案）について ・令和８年度社会教育委員会議の活動報告について	第８回75 【報告】 ・専門部会報告 【協議】 ・令和９年度社会教育関係団体への補助金交付について ・令和９年川崎市生涯学習推進活動方針（案）について ・令和８年度社会教育委員会議の活動報告について
連絡協議会等	神奈川県社会教育委員連絡協議会理事会①(5/11)	神奈川県社会教育委員連絡協議会総会(6/8)			神奈川県社会教育委員連絡協議会地区研究会①(9/8) 神奈川県社会教育委員連絡協議会研修会(9/11)	神奈川県社会教育委員連絡協議会理事会②(10/5) 第68回全国社会教育研究大会(大阪大会)(10/28～30)	第57回関東甲信越静社会教育研究大会(群馬大会)（11/19～20) 指定都市社会教育委員連絡協議会(11月頃)		神奈川県社会教育委員連絡協議会地区研究会②(1/22)		神奈川県社会教育委員連絡協議会理事会③(3/8)

資料２－１

令和８年６月２９日

指定管理者制度の導入について

川崎市教育委員会事務局
生涯学習部生涯学習推進課

指定管理者制度導入の経緯について

1　指定管理者導入の経緯

（1）「今後の市民館・図書館のあり方」（令和3(2021)年3月策定）

社会状況が変化し、市民ニーズも多様化する中、市民館・図書館が、地域の中でそれぞれの機能を最大限に発揮しながら、全ての市民が生涯を通じて学び続けることができるよう、概ね10年後の未来を見据えた理念を掲げ、その役割を果たしていくため、それぞれの施設運営や施設整備の方向性を示すものとして策定しました。

10年後の未来に向けて　**「人生100年時代の生涯学習社会の実現」～ 生涯を通じた学びと成長 ～**

10年後の川崎の未来に向けて、「人づくり」、「つながりづくり」、「地域づくり」を通し、持続可能な地域づくりと安心して暮らし続けられるしくみづくりを進め、人生100年時代の生涯学習社会を実現する。

今後求められる役割　**「学びと活動を通じたつながりづくり」**

市民館・図書館は、市民自身が学習の成果を地域での活動に活かすことで充実感を味わい、更なる学びにつなげていくとともに、学びと活動を循環させることで、持続可能な社会の実現に向けた「人づくり」や「地域づくり」が図られるよう、それぞれの強みや資源を活かした連携を進めながら、「学びと活動を通じたつながりづくり」の役割を果たしていく。

今後のめざす方向性

行きたくなる市民館・図書館
～利用及び参加の更なる促進～

「誰もが行きやすい・参加しやすい」、「また行ってみたい・参加したい」市民館・図書館となることをめざす。

まちに飛び出す市民館・図書館
～身近な地域に立脚した取組の推進～

まちに広がり、つながり、地域の誰もが身近に感じるような市民館・図書館となることをめざす。

地域の“チカラ”を育む市民館・図書館
～地域資源や担い手づくりの推進～

人づくり、つながりづくりを支える市民館・図書館となることをめざす。

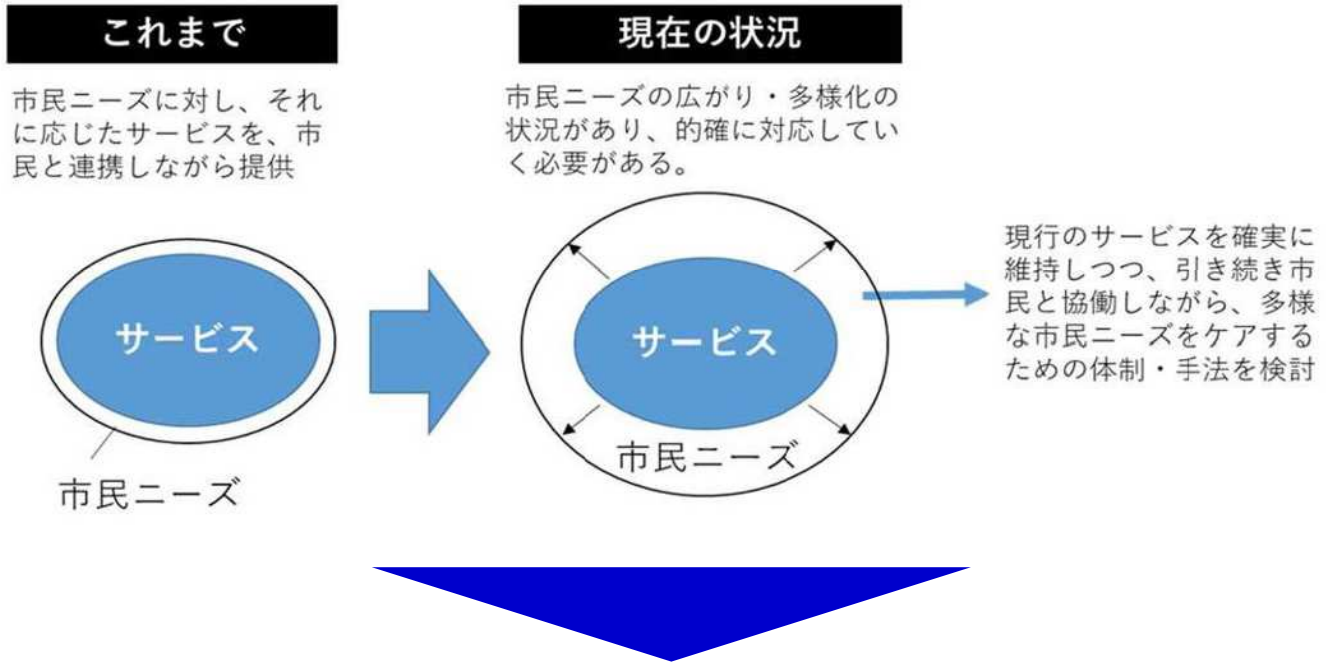
＜効率的・効果的な管理・運営手法の検討＞

今後の管理・運営に当たっては、それぞれの施設形態や諸室の配置、設備の違いなどに応じた適切な維持管理を実施し、効率的・効果的な管理・運営手法を検討していく。

指定管理者制度導入の経緯について

（２）「市民館・図書館の管理・運営の考え方」（令和4(2022)年8月策定）

市民からの多様なニーズに的確かつ柔軟に対応し、従来からの事業・サービス水準をしっかりと維持しつつ、新たな取組を展開していくために、「今後どのような管理・運営の手法が、「今後の市民館・図書館のあり方」実現のために適しているのか」、「生涯学習推進の拠点として最も市民ニーズに沿った市民館・図書館であるためにどうしたらよいのか」という視点に立ち、効率的・効果的な管理・運営手法を検討しました。



多様なニーズ・課題への対応に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用しながら、事業・サービスの質を向上させつつ、これまでに本市が培ってきた知識・経験の継続や、公共性にしっかりと配慮した上で、市民館及び図書館の新たな管理・運営手法として、「指定管理者制度」の導入を行うこととしました。

指定管理者制度導入予定時期

2 指定管理者制度導入予定時期

【市民館】

市民館名	導入予定時期
教育文化会館	令和９（2027）年11月
大師分館（プラザ大師）	令和９（2027）年11月
田島分館（プラザ田島）	令和９（2027）年11月
幸市民館	令和10（2028）年７月
日吉分館（プラザ日吉）	令和10（2028）年７月
中原市民館	令和７(2025)年４月 導入済
高津市民館	令和７(2025)年４月 導入済
橘分館（プラザ橘）	令和７(2025)年４月 導入済
宮前市民館	令和14（2032）年度
菅生分館	令和14（2032）年度
多摩市民館	令和８（2026）年４月 導入済
麻生市民館	令和８（2026）年４月 導入済
岡上分館	令和８（2026）年４月 導入済

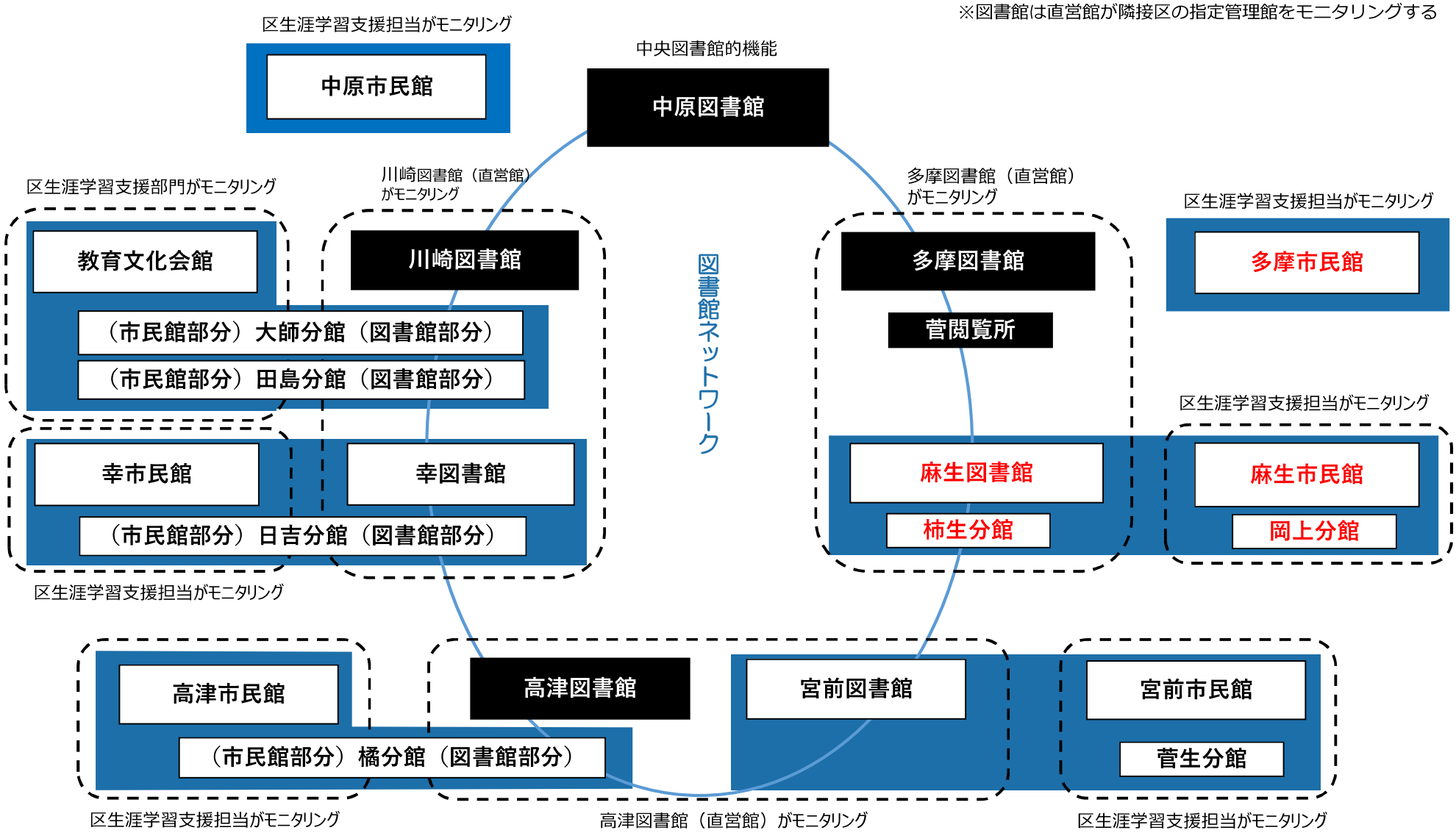
【図書館】

図書館名	導入予定時期
川崎図書館【直営館】	―
大師分館（プラザ大師）	令和９（2027）年11月
田島分館（プラザ田島）	令和９（2027）年11月
幸図書館	令和10（2028）年７月
日吉分館（プラザ日吉）	令和10（2028）年７月
中原図書館【直営館】	―
高津図書館【直営館】	―
橘分館（プラザ橘）	令和７(2025)年４月 導入済
宮前図書館	令和14（2032）年度
―	―
多摩図書館【直営館】	―
麻生図書館	令和８（2026）年４月 導入済
柿生分館	令和８（2026）年４月 導入済

指定管理者制度導入後の各館関係図

3 指定管理者制度導入後の各館関係図

※黒色は直営館、白色は指定管理者制度導入館
※ ■ 枠は同一指定管理者で対応
※市民館は枠線ごとに各区生涯学習支援部門が指定管理館をモニタリングする
※図書館は直営館が隣接区の指定管理館をモニタリングする



令和8年6月29日



明座市民館
たましみんかん

指定管理者　市民・まんなか
運営状況のご報告

館長　田代美香

市民・まんなか　運営体制

当グループの特色

1 構成団体

NPO法人エンツリー
NPO法人ぐらすかわさき
株式会社プレルーディオ

2 地域の課題や活動に精通

・**エンツリー**：「府中市市民活動センター」、「多文化共生センターDIVE」等
・**ぐらすかわさき**：地域の縁側「遊友ひろば」、コミュニティカフェ「メサ・グランデ」等
・**プレルーディオ**：川崎市「カルッツかわさき」、「アートセンター」等

3 市内外の豊富な人材

・文化芸術等の専門性豊富な職員
・地域人材活用のネットワーク、社会教育士は4名在籍

市民の、市民による、市民のための市民館の実現

NPO法人エンツリー：市民協働の中間支援NPO

▼府中市市民活動センタープラッツの運営

- 多世代が集い、交流する「フリースペース」
- 市民協働のまちづくり拠点として講座、イベント運営



▼市民協働に関する様々な取組

- 自治体職員向け協働研修、タウンミーティング運営
- 社会教育・市民活動団体と地域をコーディネート



▼国籍を超えて学び、交流し、支え合う場づくり

- 外国人住民の生活相談窓口
- 放課後日本語教室
- 多文化交流サロン、イベントの開催



NPO法人ぐらすかわさき：市民活動中間支援団体

▼登戸「遊友ひろば」

親子ひろば・寺子屋・健康麻雀等を運営









▼中原区新城「メサ・グランデ」

B型就労支援事業を運営



株式会社 プレルーディオ：文化がつながり育つ場所へ


川崎市アートセンター


テアトロ・ジーリオ・ショウワ


新百合トウェンティワンホール


川崎市コンベンションホール


カルッツかわさき

▼川崎市内施設の運営実績

- 川崎市アートセンター
- 新百合トゥエンティワンホール
- テアトロ・ジーリオ・ショウワ／ユリホール
- カルッツかわさき ほか

▼ 地域文化事業への参加

- アルテリッカしんゆり
- かわさきジャズ
- 小田急沿線での文化企画・発信

▼多摩市民館で目指すこと

- 安心・安全な舞台管理運営
- 誰もが使いやすい環境づくり

私たちの目指す多摩市民館

多様な主体が「学び」と「活動」の好循環を生み出していく拠点として

「行きたくなる」「まちに飛び出す」「地域のチカラを育む」

多摩市民館

市民



団体



学校



企業



行政



市民の、市民による、市民のための多摩市民館

6

どのように実現していくか

1 まずは市民館を知ってもらう

さまざまな世代に届く情報発信やアウトリーチ

2 市民館事業への参加・施設利用を促す

市民ニーズを反映した魅力ある事業の実施

3 市民の主体的な地域活動への参画を支える

- 「利用者懇談会」で市民や有識者、現利用者との積極的な対話を行う
- 市民自主学級・市民自主企画事業の充実を図る
- 市民が力をつけるための支援を継続的に行う



情報発信

社会教育の情報発信プラットフォームとなる市民館へ

●市民館の情報発信基盤としての
「市民館だより」・HP
●日常的に市民の目に触れる
双方向の情報ツール、SNS





★今後の取り組み予定★
●市民が取材、編集や運営にも参画できる仕組みづくりを作っていく。
●HPと連動して、団体が情報発信できるプラットフォームを構築する。学習相談事業にも活用。

2.市民館事業への参加、施設利用を促す

利用者の利便性を高める

●当日までの窓口での支払いに変更したことの周知。
●窓口をできるだけオープンに。
●現金＆キャッシュレス決裁へのレジ、自動釣銭機導入
●図書館と連携し、講座に関連した図書を紹介し、申込につなげる。







2.市民館事業への参加、施設利用を促す

市民意見の反映

●利用者の意見、要望などの声を拾う。





★今後の取り組み予定★

●ご意見箱に「館長からのお返事コーナー」設置予定。

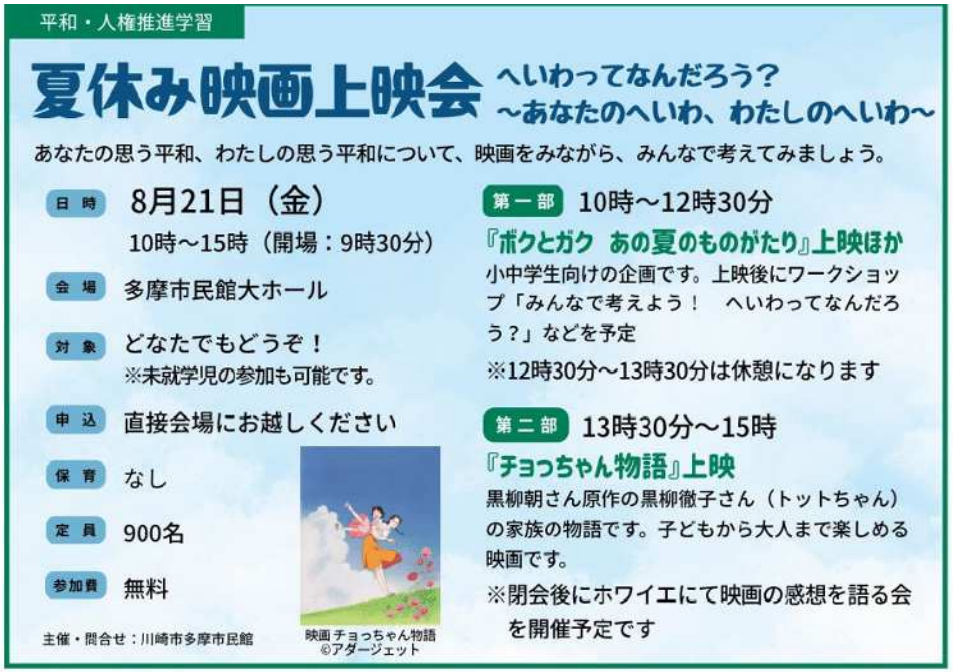
●ご意見募集企画②として、8/9～10に対話ブースをアトリウムに設置し、ボードゲームなどをしながら職員と市民が交流。

●利用者懇談会は秋以降の実施。

2.市民館事業への参加、施設利用を促す

市民ニーズに合った事業の構築





●スタートした自主事業

- PC館内有料貸し出し
- 舞台技術者増員
- 上質な芸術を地域で







2.市民館事業への参加、施設利用を促す

市民ニーズに合った事業の構築



社会教育振興事業取組状況　Pick Up！

・識字学習：久しぶりに保育実施の準備中、ボランティアグループ合同研修を計画中
・青年教室：アート活動成果を3月開催の「学びのフェア」だけでなく、市民ギャラリーで展示を検討中
・平和・人権・男女平等：企画委員10名で、テーマ・構成・講師を検討中
・青少年教室：クールシェアルームでの勉強カフェから、青少年が主体的にやりたいテーマを拾い出す
・家庭・地域教育学級：子どもを守る、体験型講座。父親の参加も狙う。
　（交通安全、キャップ投げ野球、光る泥団子、料理、救急救命、ネットリテラシー、性教育など）
・現代型課題学習：サーキュラーエコノミーと地域資源循環について計画中

★今後の取り組み予定★

●他組織との連携
　川崎市民ミュージアム、生田緑地、岡本太郎美術館、宙と緑の科学館等
　社会教育団体等
●職員のチームワーク強化と個々のスキルアップ
●インターンシップ受入

2.市民館事業への参加、施設利用を促す

利用率向上、空き室の有効活用の取り組み

●料理室や夜間の学習室、ギャラリー

★今後の取り組み予定★

●夜間の学習室を活用して、「勉強カフェ」に活用すべく、クールシェアルームに学生を呼び込み、秋以降に「勉強カフェ」へとつなげる。
●料理室を使ったイベントをSNSで発信し、使い方を提案する。
●ギャラリーを事業でさらに活用。

こども文化センターや寺子屋とのつながりづくり
サポートできる大学生、明治大学・専修大学等へアプローチ中。



3.市民の主体的な地域活動への参画を支える

新たな地域の担い手づくり、若い世代へのアプローチ

●実習生の受入
●これまで市民館を利用したことにない層に、積極的に情報発信
●ロビーでの発信力強化（サイネージ・チラシラックの見直し）と
　居心地向上（ミニテーブル設置の検討）
●学びたい市民、何かやりたい市民が、そこに行けばいつでも相談できるという体制確保と周知
●「利用者懇談会」で有識者、現＆未利用者との積極的な対話を行う

新たな地域の担い手へ

●主体的な地域活動のきっかけづづくり、
・市民としての学び、趣味を共有する仲間づくり、健康づくり
・ボランティア・企画委員としての参加
・市民自主学級・市民自主企画事業の充実を図る

3.市民の主体的な地域活動への参画を支える

アウトリーチ　　「まちに飛び出す市民館」

- 市民館を地域へ届ける
- 地域の社会教育施設等との連携＆協力
- 町内会・自治会など地縁活動参加のきっかけづくり



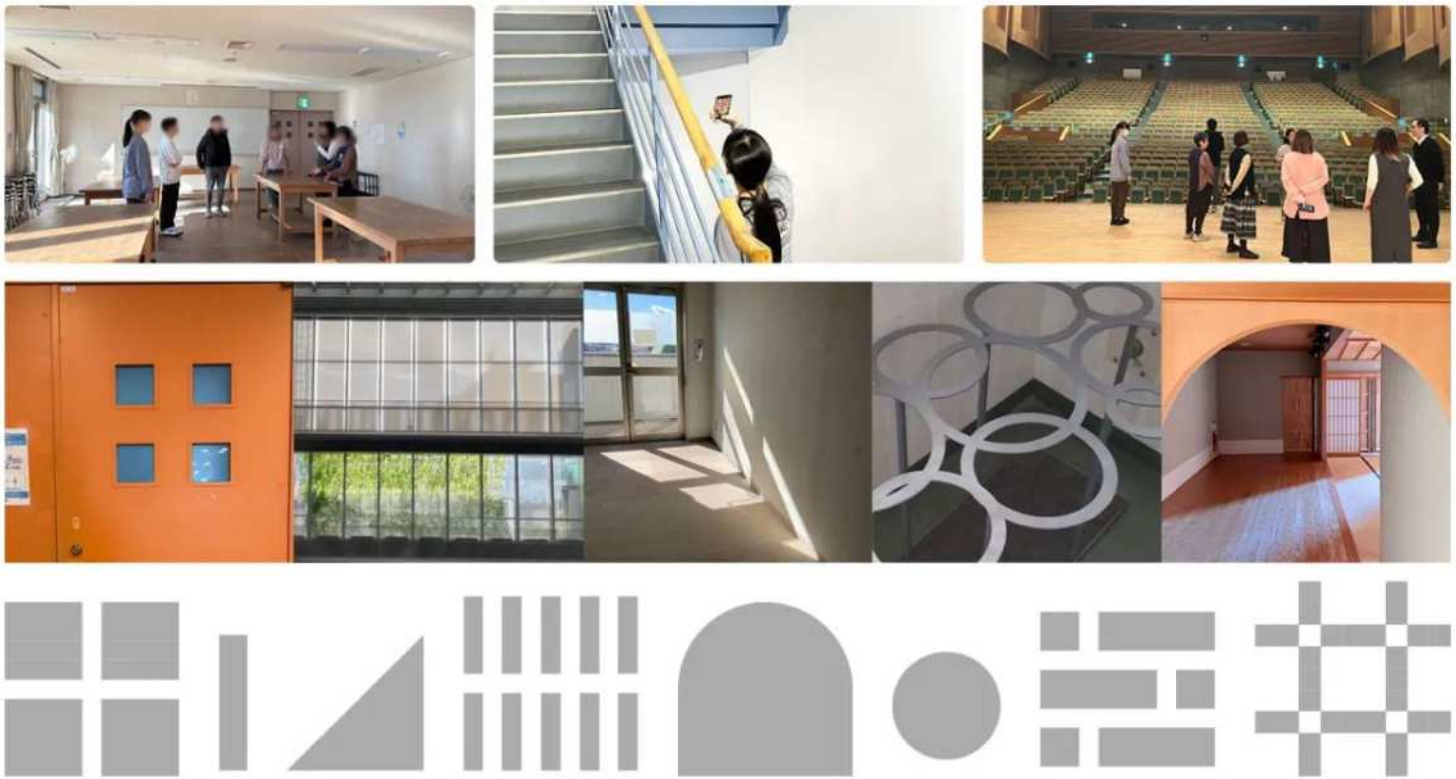
市民・まんなか一丸となって、取り組んでいきます。

明府市民館

[指定管理者について | 多摩市民館]

これらのデザインは、学生さんや地域の皆さんと一緒に開催した、ワークショップから生まれました。

多摩市民館の館内にある「魅力的なかたち」を探して作った、多摩市民館だけの特別な色と形です。



ご清聴ありがとうございました。

16

令和7年度川崎市社会教育委員会議専門部会　実施状況

	専門部会	第１回		第２回		第３回		第４回	
		日にち	報告書	日にち	報告書	日にち	報告書	日にち	報告書
1	教育文化会館	6月24日	○	9月9日	○	12月16日	○	2月15日	○
2	幸市民館	6月23日	○	10月7日	○	12月19日	○	2月15日	○
3	中原市民館	6月23日	○	10月3日	○	12月16日	○	2月14日	○
4	高津市民館	7月2日	○	10月24日	○	12月12日	○	2月12日	○
5	宮前市民館	6月25日	○	9月24日	○	12月9日	○	2月15日	○
6	多摩市民館	6月5日	○	9月9日	○	12月12日	○	2月22日	○
7	麻生市民館	5月21日	○	8月27日	○	12月4日	○	2月15日	○
8	有馬・野川生涯学習支援施設	7月17日	○	11月6日	○	3月3日	○		
9	図書館	7月8日	○	10月7日	○	12月12日	○	2月27日	○
10	日本民家園	5月25日	○	8月3日	○	12月14日	○	3月20日	○
11	青少年科学館	7月9日	○	11月5日	○	12月5日	○		
12	青少年教育施設	11月26日	○	2月13日	○				

○・・・提出済　　・・・報告済

専門部会審議報告書

部 会 名	令和７年度第３回　中原市民館専門部会
開催日時	令和７年１２月１６日（火）午前１０時００分～午前１２時００分
場　　所	中原市民館　第５会議室
出 席 者	＜委員＞川﨑委員（部会長）、日吉委員（副部会長）、五十嵐委員、山本委員、山田委員、赤野委員、木村委員 ＜事務局＞福田担当課長、船津課長補佐、中島職員 ＜指定管理者＞土戸館長、髙田副館長、神山副館長、工藤職員
議事項目	１　報告事項 (1) 市民館の管理運営並びに社会教育振興事業について (2) ＮＦＰ感謝祭「なかはら Film Festival 2025 in 中原市民館」について ２　協議事項 (1) 令和８年度市民自主学級、市民自主企画事業の選考について (2) 次年度中原市民館の事業企画にあたっての課題抽出について ３　その他

決定・確認事項
(1) 市民館の管理運営並びに社会教育振興事業について ・施設の管理運営状況、社会教育振興事業の実施状況について指定管理者から説明 (2) ＮＦＰ感謝祭「なかはら Film Festival 2025 in 中原市民館」について ・令和７年１１月２５日に開催した「なかはら Film Festival 2025 in 中原市民館」の実施状況について指定管理者から報告 (3) 令和８年度市民自主学級、市民自主企画事業の選考について ・次回は委員の皆様に次年度の市民自主事業の選考をお願いする回となるため、応募・選考方法等について指定管理者から説明 (4) 次年度中原市民館の事業企画にあたっての課題抽出について ・次年度の社会教育振興事業の計画を立てる段階。事業提案等があれば意見をいただきたいことを指定管理者から説明 (5) その他 ・特になし

主な意見
(1) 市民館の管理運営並びに社会教育振興事業について ・サークル連絡会のオープンキャンパス実施への協力に感謝。これまでにない来場者数であった。 (2) ＮＦＰ感謝祭「なかはら Film Festival 2025 in 中原市民館」について ・特に意見なし (3) 令和８年度市民自主学級、市民自主企画事業の選考について ・特に意見なし (4) 次年度中原市民館の事業企画にあたっての課題抽出について ・デジタルサポートについては１年間の企画というよりは常時企画としておくと上の世代の人が安心できる。 ・デジタルサポートについては毎月開催してもよいのでは？ ・子ども関連の事業が多いが詐欺被害や災害も多いため、防犯や防災関連の事業も増やしてはどうか。企業も防災となると協力してくれるだろう。 (5) その他 ・特になし
その他
傍聴者：２名

専門部会審議報告書

部 会 名	令和７年度第４回中原市民館専門部会
開催日時	令和８年２月１４日（土） １３時３０分～１６時３０分
場　　所	中原市民館視聴覚室
出 席 者	<委員>川﨑部会長、日吉副部会長、赤野委員、五十嵐委員、木村委員、山田委員、山本委員 <事務局>福田担当課長、船津課長補佐、中島職員 <指定管理者>土戸館長、髙田副館長、神山副館長、高木職員、工藤職員
議事項目	(1) 令和８年度中原市民館市民自主学級・市民自主企画事業企画提案会 (2) 令和８年度中原市民館市民自主学級・市民自主企画事業の選考 (3) 市民館の管理運営について (4) 市民館の社会教育振興事業について

決定・確認事項
(1) 令和８年度中原市民館市民自主学級・市民自主企画事業企画提案会 市民自主学級・市民自主企画事業について、提案団体から企画内容の説明を受け、質疑応答を行った。その後、提案事業の選考を実施した。 (2) 令和８年度中原市民館市民自主学級・市民自主企画事業の選考 ３団体の提案が承認された (3) 市民館の管理運営について 中原市民館の管理運営状況について、資料に基づき指定管理者から説明を受けた。 (4) 市民館の社会教育振興事業について 社会教育振興事業の実施状況について、資料に基づき説明を受けた。
主な意見
【音楽工房ドレミ】 学級全１０回の具体的な内容や消耗品費の積算根拠について質問があった。 音楽・英語・ダンスを通じて、子どもたちが将来について考えるきっかけづくりや親子の交流促進につながる事業として評価する意見があった。 【いちごｂａｂｙ】 子育て世代同士の交流や、先輩世代とのつながりを通じた子育て支援の重要性について意見があった。 【おかえりひろば】 聾学校との連携体制や対象年齢設定について質問があった。 手話学習と絵本づくりを組み合わせた事業の進め方や、既存事業との違いを参加者にわかりやすく示す必要があるとの意見があった。
その他
傍聴者：０名

専門部会審議報告書

部 会 名	令和６・７年度第７回　社会教育委員会高津市民館専門部会
開催日時	令和７年 12 月 12 日（金）午後１時 30 分～午後３時
場　　所	高津市民館　視聴覚室
出 席 者	＜委員＞角田委員（部会長）、下尾委員（副部会長）、大野委員、志水委員、仙北谷委員、川口委員 ＜事務局＞岡部担当課長、水野担当係長 ＜指定管理者＞高津市民館：檀館長、一井副館長、植松社会教育振興事業担当責任者、 プラザ橘：渡部館長 代表企業：三枝職員
議事項目	(1) 第６回高津市民館専門部会摘録について (2) 令和７年度高津市民館・橘分館事業について (3) 市民自主事業・市民自主企画事業について (4) 広報について (5) その他

決定・確認事項
(1) 修正なしで了承された (2) 令和７年度高津市民館・橘分館事業の実施状況報告 (3) 市民自主事業・市民自主企画事業について 選考については、非公開となることを確認した (4) 広報について 識字学級、障害者社会参加学習活動の広報の概要について確認した (5) ファンミーティングについて 12 月 19 日開催の概要について確認した (6) 次回以降の日程 第８回　令和８年　２月14日（土）午後１時30分～午後４時30分とする
主な意見
(1) 第６回高津市民館専門部会摘録 特に意見は出ず。会議で了承され決定。 (2) 令和７年度高津市民館・橘分館事業について 高津市民館市民自主学級「つながる・まなぶ　パパママ六年生」について、令和８年度に小学校に進学する幼児へ交通安全を伝えることは大切である。 子育て支援啓発事業や学習スペース提供事業では、橘分館と高津市民館の利用者数の差は選択肢の多い溝の口地域での開催によるものと推測された。 イベントスペースの利用については、主催事業や全館貸しのみ利用可能で、利用ルールを明確化した方が良い。

(4)広報について 識字学級チラシについては、費用の表現に工夫が必要である 障害者社会参加学習活動の申込書の写真の大きさは学習者の状況を踏まえ決めてほしい (5)ファンミーティングについて 貸室利用者向けWi-Fiの利用感想は聴取していないとのことだが、不便を感じているとの声もある。
その他
傍聴者：１名

専門部会審議報告書

部 会 名	令和６・７年度第８回　社会教育委員会高津市民館専門部会
開催日時	令和８年２月 12 日（金）午後３時～午後４時
場　　所	高津市民館　視聴覚室
出 席 者	＜委員＞角田委員（部会長）、下尾委員（副部会長）、大野委員、志水委員、仙北谷委員、川口委員、松﨑委員 ＜事務局＞岡部担当課長、水野担当係長、岩村（記録） ＜指定管理者＞高津市民館：檀館長、一井副館長、植松社会教育振興事業担当責任者、プラザ橘：渡部館長、菊池職員、代表企業：三枝職員
議事項目	(1) 令和８年度市民自主事業・市民自主企画事業選考結果について（非公開） (2) 第７回高津市民館専門部会摘録について（公開） (3) 令和７年度高津市民館・橘分館事業計画について（公開） (4) 広報について（公開） (5) その他（公開）

決定・確認事項
４　議事事項 (1) 令和８年度市民自主学級・市民自主企画事業の提案について 高津市民館市民自主企画事業２団体・橘分館市民自主学級１団体、いずれも基準点である１２６点を上回る評価を得たため、実施可とし、社会教育委員会議に諮ることとする。 (2) 摘録（案）の確認を行い了承された。 (4) 広報について 識字学級、障害者社会参加学習活動のチラシについて確認した ５　その他 高津市民館大ホール特定天井等改修工事について、工期を確認した
主な意見
(2) 第７回高津市民館専門部会摘録について 特に意見は出ず。会議で了承され決定。 (3) 令和７年度高津市民館・橘分館事業計画について 高齢者層、中高年、中高生それぞれを対象とした事業を展開しているが、参加者が求める目的を分析すると今後に広がりができるのではないか。 ファンミーティングの報告に対し、広報やキャラクターの設置などが一新され、スタッフ、指定管理者、行政は懸命に取り組んでいると感じている。 (4) 広報について 障害者社会参加学習活動及び、識字学級（昼夜）の広報チラシについては、新たな視点で作成されており、学習者視点を大切にしてほしいという委員の意見も取り入れられていることから、この案で承認したい。

その他
傍聴者：１名

専門部会審議報告書

部 会 名	令和７年度第３回　麻生市民館専門部会
開催日時	令和７年１２月４日（木）　午後２時００分～午後４時００分
場　　所	川崎市麻生市民館 第３会議室
出 席 者	＜委員＞浜田委員（部会長）、前村委員（副部会長）、金子委員、横川委員、平出委員、岡倉委員、角田委員、田澤委員、名古屋委員 ＜事務局＞相澤課長、松本課長補佐、村野分館長、内藤係長、作本職員
議事項目	(1) 令和７年度の主な事業・工事の実施状況について (2) 報告書の作成に向けて（広報のあり方、事業のＰＤＣＡについて） (3) その他

決定・確認事項
(1) 令和７年度の主な事業・工事の実施状況について ・社会教育振興事業の実施状況及び施設の管理運営状況について事務局から説明 ・イベントの学校等での広報について、以前の方法が利用できなくなったことを確認 (2) 報告書の作成に向けて（広報のあり方、事業のＰＤＣＡについて） ・社会教育振興事業のＰＤＣＡの方法について現在の実施方法を確認 ・市民館の管理組織の変更により、市民館だよりの内容が影響を受けてきたことを確認
主な意見
(1) 令和７年度の主な事業・工事の実施状況について ・市民講師や地域人材の活用は進んでおり評価される一方、講師情報の管理や活用方法には課題がある。 ・活動団体同士の情報共有・横のつながりを強化することで、地域資源の活性化につながるとの意見が多い。 ・事業や工事に関する情報発信（掲示・周知）や、参加機会の拡充について改善を求める声があった。 (2) 報告書の作成に向けて（広報のあり方、事業のＰＤＣＡについて） ・ＰＤＣＡ自体の枠組みは存在しているが、特に評価・改善（ＣＡ）部分の認識・運用が不十分という課題が共有された。 ・専門部会の役割は「調査・検討・提案」まで含むため、具体的な課題を選定し改善につなげる実践的な関与が求められる。 ・市民館事業とサークル・貸館利用などの活動でＰＤＣＡの対象範囲や主体が不明確との指摘があった。 ・利用者アンケートや団体の声など、多様な意見をどの場で扱い改善に結びつけるか整理が必要。 ・指定管理導入によりモニタリング評価が加わるため、既存ＰＤＣＡとの関係整理・役割分担の検討が必要。 (3) その他

・市民委員の募集や指定管理者紹介展示の案内、次回会議（2 月 15 日開催）の予定が共有された。 ・次回は市民自主事業の企画提案会・選考委員会を同日実施するため、長時間開催となる見込み。
その他
傍聴者：３名

専門部会審議報告書

部 会 名	令和７年度第４回　麻生市民館専門部会
開催日時	令和８年２月１５日（日）　午後３時４５分～午後４時５３分
場　　所	川崎市麻生市民館 大会議室
出 席 者	＜委員＞浜田委員（部会長）、前村委員（副部会長）、金子委員、横川委員、平出委員、岡倉委員、角田委員、田澤委員、名古屋委員 ＜事務局＞相澤課長、松本課長補佐、村野分館長、内藤係長、齊藤主任 ＜指定管理予定者＞（公財）生涯外学習財団　中村
議事項目	(1) 麻生市民館の工事実施状況報告 (2) 令和６・７年度報告書（案）について (3) その他

決定・確認事項
(1) 各種事業について ・施設の管理運営状況、社会教育振興事業の実施状況について事務局から説明 (2) 令和６・７年度報告書（案）について ・第３回摘録は修正済みとし、本日内容確定とする。 ・ＰＤＣＡ導入案は、本文は簡潔に記載し、詳細は別紙資料として添付する構成とする。 ・「市民館だより」報告書は、本文は部会で議論した内容に限定し、参考資料は分離して整理する。 ・報告書は読みやすさ重視で要点を本文に集約し、詳細データ・調査結果は資料扱いとする方針。 ・角田委員が修正を行い、３月までに修正版をメールで共有することを確認。
主な意見
(1) 各種事業について なし (2) 令和６・７年度報告書（案）について ・報告書は、専門部会で実際に議論した内容と参考資料が混在しており、読み手にとって分かりにくい構成になっているとの指摘が多かった。 ・本文は「議論内容と結論」に絞り、背景説明や詳細データは参考資料として分離すべきとの意見が一致。 ・市民館だよりの変遷や法的背景は重要だが、記載方法（分量・形式）の工夫が必要とされた。 ・報告書は分量よりも分かりやすさを重視し、ポイントが明確に伝わる構成にするべきとの認識が共有された。
その他
傍聴者：１名

専門部会審議報告書

部 会 名	令和７年度第３回川崎市社会教育委員会議有馬・野川生涯学習支援施設専門部会
開催日時	令和８年３月３日（火）１４：００～１６：００
場　　所	有馬・野川生涯学習支援施設　グループ室
出 席 者	〈委員〉　小倉敬子（部会長）、生駒みを（副部会長）、竹内　和則、津田知充、 鴨志田由美、 〈事務局〉　石川館長、下間係長（宮前市民館） 〈指定管理者〉　石渡館長、三枝（アクティオ株式会社）
議事項目	(1)　令和７年度管理運営業務報告について (2)　令和７年度利用実績・事業・収支報告について (3)　令和８年度事業計画（案）について (4)　その他

決定・確認事項
１　令和７年度管理運営業務報告について 資料に基づき、有馬・野川生涯学習支援施設館長から説明を行った。 ２　令和７年度利用実績・事業・収支報告について 資料に基づき、同館長から説明を行った。 ３　令和８年度事業計画（案）について 資料に基づき、同館長から説明を行った。
主な意見
１　令和７年度管理運営業務報告について ・「アリーノこども食堂」は人気のある事業となっている。現在は先着順での参加となっているが、高齢者や親子連れ等、バランスをとって参加してもらえるよう心がけている。参加人数にも少し余裕をもって実施。 ２　令和７年度利用実績・事業・収支報告について ・収支実績見込みについて、事業が増えたことによる講師料の増加、夏期の空調不良や、光熱費、人件費、工事費等見込以上のものが高騰し、差異が生じてしまった。予測するのが難しい。 ３　令和８年度事業計画（案）について ・地域との連携について、野川中学校とも情報交換をしていきたいと思う。 ・地域との連携はとても大事である。事業所や福祉施設と連携を図り、ボランティア活動や職業体験等やっていけたら良いと考える。 ・当施設は、活発性のある良い施設である。開催事業は見極めをしながら、集客性の低いもの等整備をしていく必要がある。時代のニーズや要望に合わせて変えていくのは良いことだと思う。 ・良い事業は引き続き継続し、新たな事業を展開し、幅広い世代をターゲットとして利用者数の拡大と、地域とのつながりを図りたい。 ４　その他 ・有馬中学校での保護者向けの「親カフェ」のチラシができたら当施設にも置いて頂けると

ありがたい。
その他
傍聴者：なし

専門部会審議報告書

部 会 名	令和７年度　第４回社会教育委員会議日本民家園専門部会
開催日時	令和８年３月２０日（金）　午前１０時～午前１２時
場　　所	宙と緑の科学館　２階学習室
出 席 者	＜委　員＞　　髙橋部会長、大野副部会長、菅野委員、野尻委員、服部委員、長谷川委員、今井委員、大泉委員 ＜事務局＞　阿波園長、藤川担当係長、葉山担当係長、北澤主任、磯山職員
議事項目	令和７年度川崎市立日本民家園事業評価について

決定・確認事項
・令和７年度の事業評価について事務局の評価及びその理由を説明し、委員による多数決により評価を決定した。中期評価については、後日事務局案を示したうえで高橋部会長、大野副部会長、菅野委員と協議して決定し、各委員と共有することとした。
主な意見
・民家園は学校の子どもたちに実物で勉強してもらえる、他の博物館にない貴重な博物館なのでぜひ学校に対してもアピールを続けてほしい。 ・収蔵庫自体の燻蒸は、必要性を見極めたほうが良い。 ・収蔵庫について、環境調査のトラップを設置し、原因を特定して対処していくという方法を考えてもいいかもしれない。予算面でもそちらのほうが良い。 ・資料の収集方針とあわせて管理方針も決めておく方が良い。 ・小泉家便所はそろそろ市で価値を認めてもいいのかなと思っている。 ・特別利用や資料の貸し出しについて、要綱などの基準をしっかり作っておいた方が良い。 ・音声ガイドサービスのタブレットの貸し出しは、受付などでお知らせしてはどうか。 ・企画展２本というのはかなり頑張っている。必ずしも毎回新しい新ネタを作る必要はなく、良いものは再展示をする等したほうが効率的ではないかと思う。 ・切り口を新しくするなどして、民家園でしか見られないものを定期的にお披露目するということであれば、同じ企画展示が出てきてもよい。同じものをただ繰り返すだけでは学芸員不要論に流れてしまうこともある。 ・民俗報告書など、これまでに蓄積されてきた資産を効率よく活用する方向で考えていただければと思う。 ・保存資料は、違う資料に変えるなど、視点を変えて展示公開したらいいのではないか。 ・災害対応は全国的に見たら十分やっている方である。 ・倒木について、樹木医の方に見てもらうことも検討してはどうか。予防をしっかり行ってほしい。 ・旧所在地連携で南砺市以外との連携というのも模索してみてもいいかと思う。 ・外国人観光客を誘致するにはどういうアプローチが必要なのか、というのを広報の強化の中で模索してもよいかと思った。野外博物館ならではの利用のされ方があるのではないか。

・コスプレイヤー等の撮影について、民家園でもルールを作った方が良いのでは。
その他
・特になし

資料４

社会教育委員の連絡協議会及び委員等の選出について

１　全国社会教育委員連合

概　要

全国の社会教育委員の資質と職責の向上につとめるとともに社会教育関係者との連絡協力体制を確立し、社会教育に関する諸事業を行い、もって社会教育の振興に寄与することを目的として設立されています。

構　成

（１）正会員　　目的に賛同して入会した都道府県又は指定都市単位に結成された社会教育委員等の団体

（２）賛助会員　事業に協力し、援助する個人又は団体

（３）維持会員　社会教育委員で、この法人の維持のため金品などを寄付した者

※川崎市は正会員

※法人に役員（理事、監事）を置くこととされ、役員については、総会の決議によって選任することとされています。

令和８年度の会議等予定

名称：第６８回全国社会教育研究大会　大阪大会

日程：令和８年１０月２８日～３０日

場所：国際障害者交流センター 他

２　関東甲信越静社会教育委員連絡協議会

概　要

社会教育委員相互の連携を図り、社会教育の振興に資することを目的として設立されています。

構　成

関東甲信越静地区の１１都県および東京都市町村の社会教育委員連絡協議会等、ならびに政令指定都市の社会教育委員の会議等をもって構成しています。

理事は、各都県・東京都市町村の社会教育委員連絡協議会等および**政令指定都市の社会教育委員の会議等の会長等**、ならびに**それらの事務局長等をもって構成**しています。

令和８年度の会議等予定

名称：第５７回関東甲信越静社会教育研究大会群馬大会

日程：令和８年１１月１９日～２０日

場所：Ｇメッセ群馬

３　指定都市社会教育委員連絡協議会

概　要

指定都市社会教育委員相互の連携を図るため、各都市から協議題が提出され、議論がなされています。

令和８年度の会議等予定

名称：令和８年度指定都市社会教育主管課長会議及び指定都市社会教育委員連絡協議会

日程：令和８年１１月（予定）

開催方法：Zoom を使用した Web 開催

４　神奈川県社会教育委員連絡協議会

概　要

神奈川県市町村の社会教育委員相互の連携をはかり、もって県内の社会教育の振興発展に寄与することを目的として設置されています。

構　成

神奈川県及び神奈川県内の市町村の各々の社会教育委員をもって構成しており、役員（会長、副会長、理事）を置くこととされています。

※川崎市については、理事２名及び幹事１名を選出

令和８年度の会議等予定

	日程	場所	主な内容（予定）
総会	令和８年６月８日（月） ※開催済み	神奈川県民センター （神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2）	・事業報告及び会計報告 ・事業計画案及び予算案 ・役員について　等
理事会	令和８年５月１１日（月） ※開催済み	神奈川県民センター （神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2）	・令和７年度関東甲信越静社会教育研究大会神奈川大会の報告 ・全国社会教育委員連合表彰者候補の選考　等
	令和８年１０月５日（月）	神奈川県立総合教育センター （神奈川県藤沢市善行 7-1-1）	・令和８年度の実施事業について　等
	令和９年３月８日（月）	神奈川県立総合教育センター （神奈川県藤沢市善行 7-1-1）	・令和８年度の実施事業について　等
研修会	令和８年９月１１日（金）	神奈川県立総合教育センター （神奈川県藤沢市善行 7-1-1）	テーマ「地域の教育力を高める社会教育委員の在り方 ～横須賀市・鎌倉市・逗子市の事例から～」

地区研究会	令和８年９月２日（水）	横浜市役所アトリウム （神奈川県横浜市中区本町 6-61-2）	未定
	令和９年１月２２日（金）	南足柄市文化会館 （神奈川県南足柄市関本 415-1）	未定